

社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱の一部を改正する規程

社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱の全部を次のように改める。

社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置に係る実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険事業の特別対策として実施する低所得者に係る利用者負担対策のうち社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担の軽減制度に係る助成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の助成事業は、要介護被保険者等のうち生計困難と認められる者（以下「軽減対象者」という。）が、利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等（以下「軽減法人等」という。）が提供する介護保険サービスを利用する場合において、軽減法人等が軽減対象者の介護保険サービスの利用に伴う利用者負担を軽減し、市が、当該軽減法人等に対し軽減に要した費用の一部を助成するもので、もって低所得利用者の生活の安全と介護保険制度の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりである。

- (1) 要介護被保険者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する要介護認定を受けた被保険者及び要支援認定を受けた被保険者をいう。
- (2) 市民税非課税世帯 当該年度（4月、5月及び6月においては前年度）における市民税が世帯主及び全ての世帯員について課されていない世帯又は免除されている世帯をいう。
- (3) 区分支給限度基準額 法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は法第55条第2項に規定する介護予防サービス費等区分支給限度基準額をいう。

- (4) 介護福祉施設サービス等 法第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は同条第24項に規定する介護福祉施設サービスをいう。
- (5) 訪問介護等 法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第15項に規定する夜間対応型訪問介護又は同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護をいう。
- (6) 通所介護等 法第8条第7項に規定する通所介護、同条第16項に規定する認知症対応型通所介護、法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護又は同条第15項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。
- (7) 短期入所生活介護等 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は法第8条の2第9項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。
- (8) 小規模多機能型居宅介護等 法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護又は法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。
- (9) 指定居宅介護支援事業者等 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。
- (10) 旧措置入所者 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者をいう。
- (11) 利用者負担額 法に定める居宅サービス又は施設サービスに係る10%相当の利用者負担額をいう。
- (12) 利用者負担第2段階 市民税世帯非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の総額が年額80万円以下の者をいう。
- (13) 利用者負担第3段階 市民税世帯非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額の総額が年額80万円を超える者をいう。

(軽減対象者)

第3条 軽減対象者は、天理市が行う介護保険の要介護被保険者等（生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者のうち、ユニット型個室以外に入居している者を除く。）で、市民税非課税世帯に属する者であって、次の各号のいずれにも該当する者のうち、その者の収入及び世帯の状

況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めるものとする。

- (1) 年間収入が単身世帯で80万円、世帯員が1人増えるごとに40万円を加算した額以下であること。
- (2) 預貯金等の額が単身世帯で80万円、世帯員が1人増えるごとに40万円を加算した額以下であること。
- (3) 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していないこと。
- (4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- (5) 介護保険料を滞納していないこと。

2 利用者負担第3段階の者でユニット型個室又はユニット型準個室に入所しているものに対する前項の規定の適用については、同項第1号及び第2号中「80万円」とあるのは「150万円」と、「40万円」とあるのは「50万円」と読み替えて適用する。

(軽減法人等)

第4条 この要綱による軽減法人は、次の各号のいずれかに該当するものうち、利用者負担の軽減措置を行うことを当該法人等を所管する都道府県に申し出たものとする。

- (1) 社会福祉法人
- (2) 市町村内に軽減を行う社会福祉法人がない地域等で特に必要と認める事業者

(対象サービス及び軽減内容)

第5条 利用者負担の軽減を受けることができる介護保険サービス（以下「対象サービスという。）は、次に掲げるサービス（第2号から第4号のサービスにあつては、区分支給限度基準額を超えないものに限る。）とする。

- (1) 介護福祉施設サービス等
- (2) 訪問介護等
- (3) 通所介護等
- (4) 短期入所者生活介護等

(5) 小規模多機能型居宅介護等

2 軽減の対象とする費用及び利用者負担の減額割合は、対象サービスに応じ、それぞれ別表に掲げるとおりとする。

(適用除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、天理市訪問介護等利用者負担額軽減措置実施要綱に基づく訪問介護等に係る利用者負担額の軽減措置の適用を受ける者については、前条第1項第2号に規定する訪問介護等に係る利用者負担額の軽減を行わない。

(情報提供)

第7条 軽減法人等及びその実施する対象サービスについては、当該軽減法人等を所轄する都道府県から送付される資料に基づき、その一覧を市に備え置くとともに要介護被保険者等及び居宅介護支援事業者等に対し、適宜情報提供を行うものとする。

(申請)

第8条 第3条に規定する確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 同意書
- (2) 前年の収入額を証明する書類（源泉徴収票又は所得証明書等）
- (3) 預貯金を証明する書類
- (4) 医療保険証の写し
- (5) 収入状況等申出書

(決定及び確認証の交付)

第9条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請者が軽減対象者であるか否かを審査決定し、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書」（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、申請者を軽減対象者として確認したときは、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（様式第3号、以下「確認証」という。）を交付する。

(確認証の有効期限)

第10条 確認証の有効期限は、申請のあった日の属する月の1日から、申請のあった日の属する年度の翌年度の6月30日までとする。ただし、4月1日から6月30日までに申請があったものについては、当該年度の6月30日までとする。

(確認証の返還)

第11条 確認証の交付を受けた者は、第3条の規定に該当しなくなったとき、又は確認証の有効期限に至ったときは、速やかに確認証を市長に返還しなければならない。

(確認証の提示)

第12条 軽減対象者は、指定居宅介護支援事業者等に居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成を依頼したとき、又は軽減法人等の事業所又は施設(以下「軽減事業所等」という。)による対象サービスを受けるときは、事前に確認証を提示しなければならない。

(利用者負担)

第13条 軽減対象者は、対象サービスの提供を行う軽減事業所等に対し、確認証に記載されたところにより軽減された利用者負担額を支払うものとする。

(不正利得の返還)

第14条 偽りその他不正の行為によってこの要綱に基づく対象サービスに係る利用者負担の軽減を受けた者がいるときは、市長は軽減法人等と協議の上、軽減額の全部または一部を当該軽減を受けた者から軽減法人等に返還するよう求めるものとする。

(軽減法人等に対する助成)

第15条 軽減法人等がこの要綱に基づき軽減対象者に利用者負担の軽減を行った場合は、当該軽減総額から軽減法人等が本来受領すべき利用者負担収入額(軽減対象となる介護保険サービスに関するものに限る。以下「利用者負担収入」という。)の1%に相当する金額を控除した額に1/2を乗じて得た額を助成するものとする。なお、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設に係る利用者負担の軽減を行った場合は、当該軽減総額のうち、利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助

成するものとする。

2 前項の助成額の算定については、軽減事業所等を単位として行うこととする。

(譲渡又は担保の禁止)

第16条 この要綱による利用者負担額の軽減を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

(税制改正に伴う特例措置)

2 平成17年度税制改正（高齢者の非課税限度額の廃止）の影響により、市町村民税世帯非課税者であった者のうち利用者負担段階が第3段階から第4段階に上昇する者であっても、年金収入等の低い者が個室の介護保険施設に入居している場合等には、利用者負担の急激な増加を抑えるため以下のとおり特例措置をとることとする。

(1) 特例措置の対象となる軽減の対象者は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）であって、次の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。

① 年間収入が単身世帯で190万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

② 預貯金等の額が単身世帯で190万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

⑤ 介護保険料を滞納していないこと。

(2) 特例措置の対象となる軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費に係る利用者負担額（当該額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額）とする。

(3) 軽減の程度は、利用者負担の1/8を原則とし、免除は行わない。

(4) 実施時期は、平成18年7月1日から平成20年6月30日までとする。

別表（第5条関係）

対象サービス	軽減対象費用	減額割合
(1)介護福祉施設サービス等	① 旧措置入所者利用者負担割合が5%以下の者のうちユニット型個室入居者 ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額	1/4 (老齢福祉年金受給者は1/2)
	② 利用者負担第2段階の者 食費及び居住費に係る利用者負担額	
	③ 上記以外の者 対象サービスに係る利用者負担額並びに食費及び居住費に係る利用者負担額	
(2)訪問介護等	対象サービスに係る利用者負担額	
(3)通所介護当	対象サービスに係る利用者負担額並びに食費に係る利用者負担額	
(4)短期入所生活介護等	対象サービスに係る利用者負担額並びに食費及び滞在費に係る利用者負担額	
(5)小規模多機能型居宅介護等	対象サービスに係る利用者負担額並びに食費及び滞在費に係る利用者負担額	

天理市訪問介護利用者支援事業要綱の一部を改正する規程

天理市訪問介護利用者支援事業要綱の一部を次のように改正する。

制定附則第2項中「平成17年3月31日」を「平成18年6月30日」に改める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。